

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																																																						
I-2-②-19 第1編 総則 第2章 工事費の積算 〔2〕 独自基準 ②間接工事費 2-2 運搬費 (5) 重建設機械分解・組立	改訂 → 表5.2 クレーンの規格選定 <table> <tr> <th>機 械 区 分</th><th>規 格</th><th>分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格</th></tr> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械</td><td>表5.1 参照</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td></td><td>21t 級以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>ブ ル ド ー ザ</td><td>44t 級以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>地盤改良 機械</td><td>質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>クローラクレーン系</td><td>35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m²含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m²以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m²以下含む） 300 t 吊以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td><td>表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕 リフター〔せり上げ能力〕</td></tr> <tr> <td>クローラ式杭打機</td><td>質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕</td><td>表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 70t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 100t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011 年規制）〕 100t 吊を使用する場合〕</td><td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕</td></tr> </table> 削除 →	機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格	バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕		21t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	ブ ル ド ー ザ	44t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	地盤改良 機械	質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m ² 含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m ² 以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m ² 以下含む） 300 t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	トラッククレーン系	表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕 リフター〔せり上げ能力〕	クローラ式杭打機	質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕	オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 70t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 100t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011 年規制）〕 100t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕	表5.2 クレーンの規格選定 <table> <tr> <th>機 械 区 分</th><th>規 格</th><th>分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格</th></tr> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械</td><td>表5.1 参照</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕</td></tr> <tr> <td></td><td>21t 級以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕</td></tr> <tr> <td>ブ ル ド ー ザ</td><td>44t 級以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕</td></tr> <tr> <td>地盤改良 機械</td><td>質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕</td></tr> <tr> <td>クローラクレーン系</td><td>35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m²含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m²以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m²以下含む） 300 t 吊以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕</td></tr> <tr> <td>トラッククレーン系</td><td>表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 リフター〔せり上げ能力〕</td></tr> <tr> <td>クローラ式杭打機</td><td>質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下</td><td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕</td></tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕</td><td>表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 70～90t 吊を使用 する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 100t 吊を使用する 場合〕</td><td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕</td></tr> </table>	機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格	バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕		21t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕	ブ ル ド ー ザ	44t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕	地盤改良 機械	質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕	クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m ² 含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m ² 以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m ² 以下含む） 300 t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕	トラッククレーン系	表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 リフター〔せり上げ能力〕	クローラ式杭打機	質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕	オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 70～90t 吊を使用 する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 100t 吊を使用する 場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕
機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格																																																						
バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
	21t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
ブ ル ド ー ザ	44t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
地盤改良 機械	質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m ² 含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m ² 以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m ² 以下含む） 300 t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
トラッククレーン系	表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕 リフター〔せり上げ能力〕																																																						
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第2次基準値）〕																																																						
オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 70t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 100t 吊を使用する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011 年規制）〕 100t 吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕																																																						
機 械 区 分	規 格	分 解 組 立 用 クレーン 機 械 名 規 格																																																						
バ ッ ク ホ ウ 系 オールケーシング掘削機 （ ク ロ ー ラ 式 ） トンネル用機械	表5.1 参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕																																																						
	21t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕																																																						
ブ ル ド ー ザ	44t 級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2011 年規制）〕																																																						
地盤改良 機械	質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 60t 以下 質量 120t 以下 質量 180t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕																																																						
クローラクレーン系	35 t 吊以下 （クラムシエル平積 0.6 m ² 含む） 80 t 吊以下 （クラムシエル平積 2.0 m ² 以下含む） 150 t 吊以下 （クラムシエル平積 3.0 m ² 以下含む） 300 t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （第3次基準値）〕																																																						
トラッククレーン系	表5.1 参照 200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 リフター〔せり上げ能力〕																																																						
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下 質量 100 t 以下 質量 150 t 以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 （2014 年規制）〕																																																						
オールケーシング掘削機 〔 ス キ ャ ッ ド 式 〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 70～90t 吊を使用 する場合〕 表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型・基礎工事用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 100t 吊を使用する 場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕 クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型・基礎工事 用・排出ガス対策型 （2014 年規制）〕																																																						

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）						令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）									
I-2-②-21 第1編 総則 第2章 工事費の積算 〔2〕 独自基準 ②間接工事費 2-2 運搬費 (5) 重建設機械分解・組立	表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛						表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛									
	機 械 区 分		規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分		規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)		
	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系		550t吊以下 （リフターを使用する場合）	19.4	4.9	390	83	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系		550t吊以下 （リフターを使用する場合）	19.4	4.9	390	83		
	ク ロ ー ラ 式 杭 打 機		60t以下	8.6	2.1	163	2	ク ロ ー ラ 式 杭 打 機		60t以下	8.6	2.1	163	2		
			100t以下	15.5	3.7	164	2			100t以下		15.5	3.7	164	2	
			150t以下	23.5	5.6	163	2			150t以下		23.5	5.6	163	2	
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕		—	3.9	3.4	595	5	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕		—	3.9	3.4	595	5		
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 70t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型（2014年規制）〕 70～90t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4		
			本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕 100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3			本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型（2014年規制）〕 100t吊を使用する場合		4.9	11.9 (h)	361	3	
			本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制）〕 100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3									
	地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4			
			120t以下	41.2	6.3	211	3		サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケイティッド バーチカルドレーン打機	120t以下	41.2	6.3	211	3		
			60t以下	16.0	2.4	213	3			180t以下	64.6	9.9	210	3		
			120t以下	41.2	6.3	211	3				トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8
			180t以下	64.6	9.9	210	3									
ト ン ネ ル 用 機 械		—	5.4	2.0	582	8										

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）

令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）

第1編 総則

第2章 工事費の積算

〔2〕 独自基準

②間接工事費

2-2 運搬費

I 距離制運賃表

中国運輸局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)
10km	13,850	16,160	21,030	26,410
20km	15,610	18,220	23,900	30,260
30km	17,360	20,280	26,770	34,110
40km	19,120	22,330	29,640	37,950
50km	20,870	24,390	32,510	41,800
60km	22,630	26,450	35,380	45,650
70km	24,380	28,510	38,250	49,500
80km	26,140	30,570	41,120	53,340
90km	27,900	32,630	43,990	57,190
100km	29,650	34,690	46,860	61,040
110km	31,400	36,710	49,630	64,740
120km	33,140	38,730	52,390	68,450
130km	34,880	40,750	55,160	72,160
140km	36,630	42,770	57,930	75,860
150km	38,370	44,790	60,700	79,570
160km	40,110	46,810	63,470	83,270
170km	41,860	48,830	66,240	86,980
180km	43,600	50,850	69,010	90,690
190km	45,340	52,870	71,780	94,390
200km	47,090	54,890	74,550	98,100
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,670	9,990	13,620	18,220

出典：国土交通省告示第209号（令和6年3月22日）貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

※割引増運賃等については、上記告示に基づき適切に計上すること。

削除

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
I-2-②-29 第1編 総則 第2章 工事費の積算 [2] 独自基準 ②間接工事費 2-7 技術管理費	(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 (へ) ICT建設機械に要する以下の費用 ・保守点検 （施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要額を計上するものとする。） ・システム初期費 （1工事当り使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。） ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用	(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1)、2)、3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図の作成及び電子納品等に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 (へ) ICT建設機械に要する以下の費用 ・システム初期費 追加 （1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。） ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）					令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）				
I-6-②-2 第1編 総則 第6章 建設機械運転労務等 [2] 独自基準 ② 原動機燃料消費量 2-2 時間当り燃料消費率	No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要	No.	機 械 名	規 格	燃 料 消 費 率 (ℓ/kW-h)	摘 要
	17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 ℓ/h-t	tはラム質量	17	ディーゼルパイルハンマ		7.648 ℓ/h-t	tはラム質量
	18	パイプロハンマ	電動式・ 油圧式・ 可変式	E 0.305 kWh/kW		18	パイプロハンマ	電動式・ 油圧式・ 可変式	E 0.305 kWh/kW	
	19	杭打機（ベースマシン）		0.088		19	杭打機（ベースマシン）		0.088	
	20	杭ウォータージェット		0.192		20	杭ウォータージェット		0.192	
	21	油圧ハンマ		0.181		21	油圧ハンマ		0.181	
	22	油圧式杭圧入引抜機		0.123		22	油圧式杭圧入引抜機		0.123	
	23	アースオーガ中掘式		0.088	ベースマシン	23	アースオーガ中掘式		0.088	ベースマシン
	24	クローラ式アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	装置	24	クローラ式アースオーガ		E 0.436 kWh/kW	装置
	25	粉体噴射攪拌機	二軸式			25	粉体噴射攪拌機	二軸式		
			単軸式	E 0.305 kWh/kW				単軸式	E 0.305 kWh/kW	
			改良材供給機	E 0.533 kWh/kW				改良材供給機	E 0.533 kWh/kW	
	26	オールケーシング掘削機	1エンジン (クローラ式)	0.181		26	オールケーシング掘削機	1エンジン (クローラ式)	0.181	
			2エンジン (クローラ式)	0.093				2エンジン (クローラ式)	0.093	
			スキッド式	0.088				スキッド式	0.088	
	27	泥排水処理装置	フィルタ プレス式	E 0.560 kWh/kW		27	泥排水処理装置	フィルタ プレス式	E 0.560 kWh/kW	
	28	グラウトポンプ		0.207 E 0.613 kWh/kW		28	グラウトポンプ		0.207 E 0.613 kWh/kW	
	29	グラウトミキサ				29	グラウトミキサ			
	30	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW		30	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW	
	31	ドリルジャンボ	レール式	0.177 E 0.415 kWh/kW		31	ドリルジャンボ	レール式	0.177 E 0.415 kWh/kW	
			クローラ式					クローラ式		
			ホイール式					ホイール式		
	32	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW		32	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW	
	33	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW		33	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW	
	34	コンクリート吹付機	トンネル 工事用	E 0.466 kWh/kW		34	コンクリート吹付機	トンネル 工事用	E 0.466 kWh/kW	
	35	吹付ロケット				35	吹付ロケット			
	36	モータグレーダ		0.112	ヒータブレーナ装着 型を含む	36	モータグレーダ		0.112	ヒータブレーナ装着 型を含む
	37	スタビライザ		0.115		37	スタビライザ		0.115	

改訂

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																																																		
I-6-③-8 第1編 総則 第6章 建設機械運転労務等 〔2〕 独自基準 ③ 機械運転単価表		機-36 運転1日当り単価表 <table><tr><th>名 称</th><th>規 格</th><th>単 位</th><th>数 量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>運 転 手（特 殊）</td><td></td><td>人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（ 電 力 ）</td><td></td><td>kWh</td><td></td><td></td></tr><tr><td>燃 料 費</td><td></td><td>ℓ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機 械 損 料 1（ ）</td><td></td><td>供用日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機 械 損 料 2（ ）</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機 械 損 料 3（ ）</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ICT 建設機械経費 損 料 加 算 額</td><td></td><td>〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注）1．機械損料の（ ）内には、機械名を記入する。 2．発動発電機を電源とする場合は、電力の積算はしない。	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	運 転 手（特 殊）		人			（ 電 力 ）		kWh			燃 料 費		ℓ			機 械 損 料 1（ ）		供用日			機 械 損 料 2（ ）		〃			機 械 損 料 3（ ）		〃			ICT 建設機械経費 損 料 加 算 額		〃			諸 雑 費		式	1		計				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																
運 転 手（特 殊）		人																																																		
（ 電 力 ）		kWh																																																		
燃 料 費		ℓ																																																		
機 械 損 料 1（ ）		供用日																																																		
機 械 損 料 2（ ）		〃																																																		
機 械 損 料 3（ ）		〃																																																		
ICT 建設機械経費 損 料 加 算 額		〃																																																		
諸 雑 費		式	1																																																	
計																																																				
I-9-①-1 第1編 総則 第9章 土木請負工事における 現場環境改善費の積算 ① 土木請負工事における 現場環境改善費の積算 3. 積算方法	ハ、積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。	ハ、積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「<u>熱中症対策・防寒対策に関する費用</u>」及び「<u>巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用</u>」とする。 （2）熱中症対策・防寒対策に関する費用について 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。																																																		
	〔別表-1〕 現場環境改善 （安全関係） 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 携帯電話の圏外地域における非常時等の通信手段確保（衛星通信等）※ 4. 現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策	〔別表-1〕 現場環境改善 （安全関係） 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 携帯電話の圏外地域における非常時等の通信手段確保（衛星通信等）※																																																		

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）					令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）						
I-12-①-1 第1編 総則 第12章 1日未満で完了する作業の積算 ① 1日未満で完了する作業の積算 2. 適用範囲	第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-④による	第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-④による		
		基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155		・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。	基礎・裏込砕石工	基礎砕石	m2	155	
			裏込砕石	m3	38			裏込砕石	m3	38		
		排水構造物工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-④による			・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水樹、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、 PC管 、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。	排水構造物工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-④による
			ボックスカルバート	m	I-14-④による				ボックスカルバート	m	I-14-④による	
			暗渠排水管	m	I-14-④による				暗渠排水管	m	I-14-④による	
			フィルター材	m3	36				フィルター材	m3	31	
		管（函）渠型側溝	m	I-14-④による		管（函）渠型側溝	m	I-14-④による				
		プレキャスト集水樹	基	I-14-④による		プレキャスト集水樹	基	I-14-④による				
		プレキャスト集水樹（材料費）	基	-		プレキャスト集水樹（材料費）	基	-				
	鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-④による		鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-④による					
	第2章 共通工	排水構造物工	プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）	m	L形側溝単体：33 L形側溝＋基礎砕石：29	第2章 共通工	排水構造物工	プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）	m	L形側溝単体：33 L形側溝＋基礎砕石：29		
		プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え4,000kg/基以下：3			プレキャストマンホール	基	2,000kg/基以下：4 2,000kg/基を超え4,000kg/基以下：3			
		PC管	m	I-14-④による			コルゲートパイプ	m	I-14-④による			
		PC管（材料費）	m	I-14-④による			コルゲートフリューム	m	I-14-④による			
		コルゲートパイプ	m	I-14-④による		構造物ととりこわし工	コルゲートパイプ	m	I-14-④による			
		コルゲートフリューム	m	I-14-④による			コルゲートフリューム	m	I-14-④による			
	構造物ととりこわし工	コンクリートはつり	m2	3cm以下：21 3cmを超え6cm以下：13	・コンクリートはつり、積込（コンクリート殻）に係る作業を一連の作業として判定する。		コンクリートはつり	m2	3cm以下：21 3cmを超え6cm以下：13			
		積込（コンクリート殻）	m3	260		積込（コンクリート殻）	m3	260				
		殻運搬	m3	I-14-④による		殻運搬	m3	I-14-④による				
	第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-14-④による	第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-14-④による		
			除根（伐木除根）	m2	1,360				除根（伐木除根）	m2	1,360	
			整地（伐木除根）	m2	880				整地（伐木除根）	m2	880	
			集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：590 除根無：940				集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：590 除根無：940	
			集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180				集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180	
			積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300				積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300	
			運搬（伐木除根）	m2	I-14-④による				運搬（伐木除根）	m3	I-14-④による	
			伐木・伐竹（複合）	m2	I-14-④による				伐木・伐竹（複合）	m2	I-14-④による	

改訂

削除

改訂

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

I-12-①-3

第1編 総則

第12章 1日未満で完了する作業の積算

① 1日未満で完了する作業の積算

2. 適用範囲

令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）

護岸基礎 ブロック工	プレキャスト基礎	m	I-14-④による	プレキャスト基礎、中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。
	プレキャスト基礎（材料費）	m	-	
	中詰コンクリート（材料費）	m	-	
	中詰コンクリート打設	m3	17	

令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）

護岸基礎 ブロック工	護岸基礎ブロック据付	m	I-14-④による	
	プレキャスト基礎ブロック（材料費）	m	-	
	中詰コンクリート打設	m3	9	

改訂

第IV編
道路
第1章
舗装工

路盤工	不陸整正	m2	1,510	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整碎石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
	下層路盤（車道・路肩部）	m2	940	
	上層路盤（車道・路肩部）	m2	I-14-④による	
	下層路盤（歩道部）	m2	268	
	上層路盤（歩道部）	m2	268	

第IV編
道路
第1章
舗装工

路盤工	不陸整正	m2	1,400	・不陸整正、下層路盤（車道・路肩部）、上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「粒度調整碎石」に限る。）に係る作業を一連の作業として判定する。 ※上層路盤（車道・路肩部）（条件区分で、材料が「瀝青安定処理」に限る。）については、アスファルト舗装工の適用による。
	下層路盤（車道・路肩部）	m2	830	
	上層路盤（車道・路肩部）	m2	I-14-④による	
	下層路盤（歩道部）	m2	250	
	上層路盤（歩道部）	m2	250	

改訂

香座拡幅工

チップング（厚2cm以下）	m2	5.3	・チップング（厚2cm以下）、アンカー筋挿入、及び落橋防止装置工のうちコンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）、コンクリート削孔（電動ハンマドリル）、コンクリート削孔（さく岩機〔ハンドドリル空圧式〕）、充填補修、アンカーに係る作業を一連の作業として判定する。
アンカー筋挿入	本	97	
アンカー筋（材料費）	本	-	
注入材（材料費）	本	-	
鉄筋（香座拡幅工）	t	0.73	
型枠（香座拡幅工）	m2	15	
コンクリート（香座拡幅工）	m3	7.1	

香座拡幅工

チップング（厚2cm以下）	m2	5.3	・チップング（厚2cm以下）、アンカー筋挿入、及び落橋防止装置工のうちコンクリート削孔（電動式コアボーリングマシン）、コンクリート削孔（電動ハンマドリル）、コンクリート削孔（さく岩機〔ハンドドリル空圧式〕）、充填補修、アンカーに係る作業を一連の作業として判定する。
アンカー筋挿入	本	91	
アンカー筋（材料費）	本	-	
注入材（材料費）	本	-	
鉄筋（香座拡幅工）	t	0.70	
型枠（香座拡幅工）	m2	8.8	
コンクリート（香座拡幅工）	m3	6.7	

改訂

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

I-14-①-1

第1編 総則

第14章 その他

② 特殊ダンプトラック

令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）

改訂

(2) 運転1時間あたり損料は以下による。

名称	規格	単位	単価（円）
特殊ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 2 t 級	時間	2,140
	オンロード・ディーゼル 4 t 級	時間	3,380
	オンロード・ディーゼル 10 t 級	時間	7,610

令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）

改訂

(2) 運転1時間あたり損料は以下による。

名称	規格	単位	単価（円）
特殊ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 2 t 級	時間	2,510
	オンロード・ディーゼル 4 t 級	時間	3,840
	オンロード・ディーゼル 10 t 級	時間	7,610

I-15-①-4

第1編 総則

第15章 請負工事機械経費

積算要領

1ー5 建設機械等損料表

改訂

機械名	運転1時間当たり		供用1日当たり		換 算 値				適用	燃費 (L/h)
	(8) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(9) 損料率 (円)	(10) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(11) 損料率 (円)	運転1時間当たり		供用1日当たり			
					(12) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(13) 損料率 (円)	(14) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(15) 損料率 (円)		
バックホウ用 アタッチメント	107	559	818	4,270	317	1,650	1,235	6,450		-
ダンプトラック (深あおり・土砂 禁止)	96	2,420	952	24,000	302	7,610	1,394	35,100		11
草刈車	-	-	-	-	-	-	-	34,400		-
集草機	-	-	-	-	-	-	-	10,700		-

機械名	運転1時間当たり		供用1日当たり		換 算 値				適用	燃費 (L/h)
	(8) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(9) 損料率 (円)	(10) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(11) 損料率 (円)	運転1時間当たり		供用1日当たり			
					(12) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(13) 損料率 (円)	(14) 損料率 (×10 ⁻⁴)	(15) 損料率 (円)		
バックホウ用 アタッチメント	107	559	818	4,270	317	1,650	1,235	6,450		-
ダンプトラック (深あおり・土砂 禁止)	96	2,420	952	24,000	302	7,610	1,394	35,100		11
草刈車	-	-	-	-	-	-	-	33,000		-
集草機	-	-	-	-	-	-	-	9,800		-

I-16-②-3

第1編 総則

第16章 積算上の統一事項等

② 労働者職種別定義・

作業内容

追記

12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23機りょう塗装工に該当するものを除く）
----------	---

12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、 <u>舗装面の仕上げに従事するもの</u> および23機りょう塗装工に該当するものを除く）
----------	---

I-16-②-6

第1編 総則

第16章 積算上の統一事項等

② 労働者職種別定義・

作業内容

追記

37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
------------	---

37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る） a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
------------	---

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
Ⅱ-4 第Ⅱ編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準 ⑪、⑫	改訂 → ⑪ 軟弱地盤処理工 ⑪-3 スラリー攪拌工 当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。 （特記仕様書追加事項記載例） 本スラリー攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。 ⑪-4 高圧噴射攪拌工 当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。 （特記仕様書追加事項記載例） 本高圧噴射攪拌工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。 ⑫ 薬液注入工 当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。 （特記仕様書追加事項記載例） 本薬液注入工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。	⑪ 軟弱地盤処理工および⑫ 薬液注入工 スラリー攪拌工、高圧噴射攪拌工、中層混合処理工、薬液注入工における各工法の特許料の計上は以下とする。 なお、当初設計書で工法指定しない場合は、条件明示を行い、特許料を計上せず、変更設計で対応するものとする。変更設計で対応する場合は、現場条件等により特許使用料を必要とする工法でのみ施工可能と判断された場合をいう。 （特記仕様書追加事項記載例） 本〇〇（スラリー攪拌、高圧噴射攪拌、中層混合処理、薬液注入のいずれか）工法における特許料は計上していないが、特許料が必要になった場合は監督職員と協議するものとし、変更契約の対象とする。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																																																										
II-16 第II編 共通工 第5章 仮設工 〔2〕 独自基準 ⑧締切排水工 2.施工概要	2-2 排水方法の選定 以下を追記する。 改定 常時排水か作業時排水かは、工事目的物の品質に及ぼす影響及び施工現場土質条件により決定するが、次の場合は常時排水とする。 （1）水没によって工事目的物の品質が害される場合 （例） 鉄筋構造物：橋台・橋脚・函渠・擁壁・戸門・排水機場等 無筋構造物：橋台・擁壁等 （2）土質が軟弱なシルト等で湛水により安定を欠くおそれのある場合 （3）作業時排水では排水しきれないなど、日々作業に手戻りが生じ作業効率への影響が大きい場合	2-2 排水方法の選定 以下を追記する。 排水方法（作業時排水、常時排水）の選定にあたっては、経済性だけでなく、築造構造物等の機能及び施工に与える影響を踏まえて決定すること。 なお、作業時排水とした場合、湛水により構造物[※]（仮設物含む）の機能又は品質、安全性が害され、排水後に手戻り等が生じるおそれのある場合は常時排水を基本とする。 （常時排水を選定する場合の例） ・法面や既設構造物等の不安定化が考えられる場合 ・型枠や足場等の変状、鉄筋や型枠へのゴミの付着により品質に影響を及ぼす場合（一時的に昼夜排水を必要とするものを除く） ・締切内の排水完了後でなければ、作業が開始できず、排水に相当な時間を要し作業時間が短縮される場合。等 ※鉄筋構造物：橋台・橋脚・函渠・擁壁・戸門・排水機場等 無筋構造物：橋台・擁壁等																																																										
II-20 第II編 共通工 第5章 仮設工 〔2〕 独自基準 ⑧締切排水工 3.施工歩掛	3-2 運転工歩掛 （1）運転日数 以下を追記する。 ポンプの運転日数の算出対象となる施工数量は、地下水位+30cm以下の部分とし、運転日数は、対象数量を「作業日当たり標準作業量」で除した値の計とする。なお、常時排水の場合は不稼働日を考慮し、上記日数の1.8倍とする。 水替日数の算出例 <table><tr><th>構造物種別</th><th>高さ区分</th><th>コンクリート打設量区分</th><th>対象数量</th><th>標準作業量</th><th>水替日数</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><th>A</th><th>B</th><th>A/B</th></tr><tr><td>逆T式橋台</td><td>7 ≦ H < 9</td><td>110m3以上210m3未満</td><td>58m3</td><td>5.6m3/日</td><td>10.4日</td></tr><tr><td rowspan="2">設計計上数量</td><td colspan="2">作業時排水</td><td colspan="2"></td><td>11日</td></tr><tr><td colspan="2">常時排水</td><td colspan="2">11日 × 1.8 = 19.8日</td><td>20日</td></tr></table> 改定	構造物種別	高さ区分	コンクリート打設量区分	対象数量	標準作業量	水替日数				A	B	A/B	逆T式橋台	7 ≦ H < 9	110m3以上210m3未満	58m3	5.6m3/日	10.4日	設計計上数量	作業時排水				11日	常時排水		11日 × 1.8 = 19.8日		20日	3-2 運転工歩掛 （1）運転日数 以下を追記する。 ポンプの運転日数の算出対象となる施工数量は、地下水位+30cm以下の部分とし、運転日数は、対象数量を「作業日当たり標準作業量」で除した値の計とする。なお、常時排水の場合は不稼働日を考慮し、上記日数の1.9倍とする。 水替日数の算出例 <table><tr><th>構造物種別</th><th>高さ区分</th><th>コンクリート打設量区分</th><th>対象数量</th><th>標準作業量</th><th>水替日数</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><th>A</th><th>B</th><th>A/B</th></tr><tr><td>逆T式橋台</td><td>7 ≦ H < 9</td><td>110m3以上210m3未満</td><td>58m3</td><td>5.6m3/日</td><td>10.4日</td></tr><tr><td rowspan="2">設計計上数量</td><td colspan="2">作業時排水</td><td colspan="2"></td><td>11日</td></tr><tr><td colspan="2">常時排水</td><td colspan="2">11日 × 1.9 = 20.9日</td><td>21日</td></tr></table>	構造物種別	高さ区分	コンクリート打設量区分	対象数量	標準作業量	水替日数				A	B	A/B	逆T式橋台	7 ≦ H < 9	110m3以上210m3未満	58m3	5.6m3/日	10.4日	設計計上数量	作業時排水				11日	常時排水		11日 × 1.9 = 20.9日		21日
構造物種別	高さ区分	コンクリート打設量区分	対象数量	標準作業量	水替日数																																																							
			A	B	A/B																																																							
逆T式橋台	7 ≦ H < 9	110m3以上210m3未満	58m3	5.6m3/日	10.4日																																																							
設計計上数量	作業時排水				11日																																																							
	常時排水		11日 × 1.8 = 19.8日		20日																																																							
構造物種別	高さ区分	コンクリート打設量区分	対象数量	標準作業量	水替日数																																																							
			A	B	A/B																																																							
逆T式橋台	7 ≦ H < 9	110m3以上210m3未満	58m3	5.6m3/日	10.4日																																																							
設計計上数量	作業時排水				11日																																																							
	常時排水		11日 × 1.9 = 20.9日		21日																																																							

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																																																															
VI-2 第Ⅵ編 土木工事標準単価 及び市場単価 第1章 土木工事標準単価 〔2〕 独自基準 ①ー1 区画線工（島根県独自） 2ー2 標準単価の規格・仕様	2ー2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。 (令和7年3月31日まで適用) 表ー1 区画線設置（ペイント式・手動式） <table><tr><th colspan="3">規格・仕様</th><th rowspan="2">単位</th><th>日当たり 標準施工量</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>供用区間</th></tr><tr><td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td><td>実線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>990</td></tr><tr><td rowspan="2">破線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>831</td></tr><tr><td>30cm</td><td>m</td><td>475</td></tr></table> (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。 (令和7年4月1日以降適用) 表ー1 区画線設置（ペイント式・手動式） <table><tr><th colspan="3">規格・仕様</th><th rowspan="2">単位</th><th>日当たり 標準施工量</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>供用区間</th></tr><tr><td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td><td>実線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">破線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>816</td></tr><tr><td>30cm</td><td>m</td><td>429</td></tr></table> (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量				供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990	破線	15cm	m	831	30cm	m	475	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量				供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	1,000	破線	15cm	m	816	30cm	m	429	削除 2ー2 標準単価の規格・仕様 区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。 表ー1 区画線設置（ペイント式・手動式） <table><tr><th colspan="3">規格・仕様</th><th rowspan="2">単位</th><th>日当たり 標準施工量</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>供用区間</th></tr><tr><td rowspan="3">溶剤型 (加熱式)</td><td>実線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">破線</td><td>15cm</td><td>m</td><td>816</td></tr><tr><td>30cm</td><td>m</td><td>429</td></tr></table> (注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。	規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量				供用区間	溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	1,000	破線	15cm	m	816	30cm	m	429
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量																																																													
				供用区間																																																													
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	990																																																													
	破線	15cm	m	831																																																													
		30cm	m	475																																																													
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量																																																													
				供用区間																																																													
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	1,000																																																													
	破線	15cm	m	816																																																													
		30cm	m	429																																																													
規格・仕様			単位	日当たり 標準施工量																																																													
				供用区間																																																													
溶剤型 (加熱式)	実線	15cm	m	1,000																																																													
	破線	15cm	m	816																																																													
		30cm	m	429																																																													
VI-7 第Ⅵ編 土木工事標準単価 及び市場単価 第2章 市場単価 〔2〕 独自基準 ⑥橋梁付属物工 ⑥ー1 橋梁用伸縮継手装置設置工	1. 適用範囲 (令和7年4月1日以降適用) 1ー1 市場単価が適用できる範囲 (1) 以下を読み替える。 文中の「別紙一覧表参照」を「建設工事積算基準第Ⅵ編第2章⑥橋梁付属物工 ＜参考資料＞◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表参照」	削除																																																															

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

[illegible]

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

[illegible]

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

[illegible]

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）

令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）

IV-14

第IV編 道路工

第7章 橋梁工

〔2〕 独自基準

①・・・橋梁製作工

(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。

会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)
日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向東14755番地	尾道市尾崎本町(2号尾道大橋入口交差点)	4.0
日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号 若松駅前交差点)	1.3
日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向東14755番地	尾道市尾崎本町(2号尾道大橋入口交差点)	4.0
川田工業(株)	四国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北料金所)	12.4
UBE マシナリー(株)	宇部本社・工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市西本町1丁目(190号 興産本社前交差点)	2.0
山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番1号	北九州市八幡西区藤田(3号 藤田 3 丁目交差点)	1.0
日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号玉祖神社入口交差点)	7.0

改訂

(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。

会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)
カナデピア(株)	向島工場	広島県尾道市向東14755番地	尾道市尾崎本町(2号 尾道大橋入口交差点)	4.0
日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号 若松駅前交差点)	1.3
日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向東14755番地	尾道市尾崎本町(2号 尾道大橋入口交差点)	4.0
川田工業(株)	四国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北料金所)	12.4
UBE マシナリー(株)	宇部本社・工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市西本町1丁目(190号 興産本社前交差点)	2.0
山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番1号	北九州市八幡西区藤田(3号 藤田 3 丁目交差点)	1.0
日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号玉祖神社入口交差点)	7.0

IV-15

第IV編 道路工

第7章 橋梁工

〔2〕 独自基準

①・・・橋梁製作工

追加

橋 梁 上 部 工
(P C 橋)

1. P C橋工事における下部工検査路等の製作、輸送の積算にあたっては、鋼橋製作工の積算基準を適用しないものとし、製作、輸送（現着）込みの材料費として特別調査または見積により価格を算定するものとする。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）												
p11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準	第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本土工 4. 1 ケーソン式 3. ケーソン進水掘付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th><th>乗船手当</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td><td>1,918 円</td><td>島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td></tr> <tr> <td>船団長</td><td>2,154 円</td><td>金額は消費税を含まない金額である。</td></tr> <tr> <td>高級船員</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	高級船員			→ 全削除
職 種	乗船手当	摘 要												
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。												
船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。												
高級船員														
p11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航の積算	2-3-2 運転費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th><th>乗船手当</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通船員</td><td>1,918 円</td><td>島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。</td></tr> <tr> <td>船団長</td><td>2,154 円</td><td>金額は消費税を含まない金額である。</td></tr> <tr> <td>高級船員</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。	船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。	高級船員			→ 全削除
職 種	乗船手当	摘 要												
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条(航海日当)に準じる。												
船団長	2,154 円	金額は消費税を含まない金額である。												
高級船員														

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）									
p11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-2編 漁港漁場整備 第1部 漁港関係事業請負工事積算基準	第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本体工 4. 1 ケーソン式 3. ケーソン進水据付工 3-8 回航・えい航 3-8-3 ケーソン回航 3-8-3-2 回航費の積算 3) 運転費の算出 (4) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table><tr><th>職 種</th><th>乗船手当</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>普通船員</td><td>1,918 円</td><td rowspan="3">島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。</td></tr><tr><td>船団長</td><td rowspan="2">2,154 円</td></tr><tr><td>高級船員</td></tr></table>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。	船団長	2,154 円	高級船員	→ 全削除
	職 種	乗船手当	摘 要								
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。									
船団長	2,154 円										
高級船員											
p11-5 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 漁港関係事業請負工事積算基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 2. 回航 2-3 回航の積算	2-3-2 運転費の算出 (6) 乗船手当 乗船手当は、下表のとおりとする。 <table><tr><th>職 種</th><th>乗船手当</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>普通船員</td><td>1,918 円</td><td rowspan="3">島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。</td></tr><tr><td>船団長</td><td rowspan="2">2,154 円</td></tr><tr><td>高級船員</td></tr></table>	職 種	乗船手当	摘 要	普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。	船団長	2,154 円	高級船員	→ 全削除
職 種	乗船手当	摘 要									
普通船員	1,918 円	島根県職員の旅費に関する条例施行規則第10条（航海日当）に準じる。 金額は消費税を含まない金額である。									
船団長	2,154 円										
高級船員											

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
p11-16		改定 全削除																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第11編 港湾・漁港漁場整備	(令和7年2月28日まで適用) 港湾請負工事積算基準／単価表／2．供用日数／2－1 作業船および付属品等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通	漁港漁場関係工事積算基準／単価表／2．供用日数／2－1 作業船および付属品等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第1部 港湾・漁港漁場関係請負工事積算基準を準拠するうえでの留意事項	(令和7年3月1日以降適用) 別表－4 就業時間別の船員供用係数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第4章 就業時間別の船員供用係数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<table><tr><th colspan="10">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）</th></tr><tr><th rowspan="5">係数 ランク</th><th rowspan="5">船舶供用係数 (α)</th><th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th><th rowspan="5">備考</th></tr><tr><th>就業時間 8H</th><th>就業時間 9H</th><th>就業時間 10H</th><th>就業時間 11H</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>〔超勤時間 0H〕</th><th>〔超勤時間 1H〕</th><th>〔超勤時間 2H〕</th><th>〔超勤時間 3H〕</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>〔深夜時間 0H〕</th><th>〔深夜時間 0H〕</th><th>〔深夜時間 0H〕</th><th>〔深夜時間 0H〕</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th></tr><tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.32</td><td>1.43</td><td>1.43</td><td>1.54</td><td>1.55</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>1.85</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>1.46</td><td>1.47</td><td>1.58</td><td>1.58</td><td>1.69</td><td>1.70</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>2.20</td><td>1.55</td><td>1.55</td><td>1.66</td><td>1.67</td><td>1.78</td><td>1.78</td><td>1.89</td><td>1.90</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>2.55</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.03</td><td>2.14</td><td>2.15</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>2.80</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td>2.11</td><td>2.12</td><td>2.23</td><td>2.23</td><td>2.34</td><td>2.35</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>3.20</td><td>2.25</td><td>2.25</td><td>2.36</td><td>2.37</td><td>2.48</td><td>2.48</td><td>2.59</td><td>2.60</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>3.65</td><td>2.60</td><td>2.60</td><td>2.71</td><td>2.72</td><td>2.83</td><td>2.83</td><td>2.94</td><td>2.95</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>4.30</td><td>3.05</td><td>3.05</td><td>3.16</td><td>3.17</td><td>3.28</td><td>3.28</td><td>3.39</td><td>3.40</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>5.25</td><td>3.70</td><td>3.70</td><td>3.81</td><td>3.82</td><td>3.93</td><td>3.93</td><td>4.04</td><td>4.05</td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="10">船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）</th></tr><tr><th rowspan="5">係数 ランク</th><th rowspan="5">船舶供用係数 (α)</th><th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th><th rowspan="5">備考</th></tr><tr><th>就業時間 16H</th><th>就業時間 18H</th><th>就業時間 20H</th><th>就業時間 22H</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>〔超勤時間 0H〕</th><th>〔超勤時間 2H〕</th><th>〔超勤時間 4H〕</th><th>〔超勤時間 6H〕</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>〔深夜時間 1H〕</th><th>〔深夜時間 3H〕</th><th>〔深夜時間 4H〕</th><th>〔深夜時間 6H〕</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th><th>船員・船員 普通船員</th></tr><tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.35</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.48</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>1.85</td><td>1.36</td><td>1.36</td><td>1.50</td><td>1.50</td><td>1.62</td><td>1.63</td><td>1.76</td><td>1.76</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>2.20</td><td>1.56</td><td>1.56</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.82</td><td>1.83</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>2.55</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.08</td><td>2.21</td><td>2.21</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>2.80</td><td>2.01</td><td>2.01</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.27</td><td>2.28</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>3.20</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.52</td><td>2.53</td><td>2.66</td><td>2.66</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>3.65</td><td>2.61</td><td>2.61</td><td>2.75</td><td>2.75</td><td>2.87</td><td>2.88</td><td>3.01</td><td>3.01</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>4.30</td><td>3.06</td><td>3.06</td><td>3.20</td><td>3.20</td><td>3.32</td><td>3.33</td><td>3.46</td><td>3.46</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>5.25</td><td>3.71</td><td>3.71</td><td>3.85</td><td>3.85</td><td>3.97</td><td>3.98</td><td>4.11</td><td>4.11</td><td></td></tr></table> 注) 1.別表－4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H〔超勤時間0H 深夜時間0H〕の場合を除き、令和7年3月から適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。 2.就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算定式」をもとに別途算出するものとする。 3.上記船員以外にも潜水士等も対象とする。 注) 就業時間別船員供用係数(β)の算定式 $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ (小数3位四捨五入) β₀：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β₀：就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。	船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）										係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H	就業時間 9H	就業時間 10H	就業時間 11H					〔超勤時間 0H〕	〔超勤時間 1H〕	〔超勤時間 2H〕	〔超勤時間 3H〕					〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕					船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55		2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.58	1.69	1.70		3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.78	1.89	1.90		4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15		5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.23	2.34	2.35		6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.48	2.59	2.60		7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.83	2.94	2.95		8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.28	3.39	3.40		9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	3.93	4.04	4.05		船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）										係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H	就業時間 18H	就業時間 20H	就業時間 22H					〔超勤時間 0H〕	〔超勤時間 2H〕	〔超勤時間 4H〕	〔超勤時間 6H〕					〔深夜時間 1H〕	〔深夜時間 3H〕	〔深夜時間 4H〕	〔深夜時間 6H〕					船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61		2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76		3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96		4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21		5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41		6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66		7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01		8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46		9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11	
船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（1ワッチ制）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		就業時間 8H	就業時間 9H	就業時間 10H	就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		〔超勤時間 0H〕	〔超勤時間 1H〕	〔超勤時間 2H〕	〔超勤時間 3H〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕	〔深夜時間 0H〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.58	1.69	1.70																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.78	1.89	1.90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.23	2.34	2.35																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.48	2.59	2.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.83	2.94	2.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.28	3.39	3.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	3.93	4.04	4.05																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β)（2ワッチ制）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		就業時間 16H	就業時間 18H	就業時間 20H	就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		〔超勤時間 0H〕	〔超勤時間 2H〕	〔超勤時間 4H〕	〔超勤時間 6H〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		〔深夜時間 1H〕	〔深夜時間 3H〕	〔深夜時間 4H〕	〔深夜時間 6H〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員	船員・船員 普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ

13-7

第13編 農業農村整備

第1章 総則

〔2〕 独自基準

②・・・工事費の積算

令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）

別表2 共通仮設費率適用範囲

率に別途加算できる項目	項目
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用	技 術 管 理 費
2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用	
3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用	
4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用	
5 ICT 建設機械に要する以下の費用 (1) 保守点検 (2) システム初期費 (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用	
6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	

3 積算方法
(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。
ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。
$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）
P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官賃額）
α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5 億円以下の場合	$i=203.6 \cdot P_i^{0.3077}$
	5 億円を超える場合	0.43

（令和7年4月30日まで適用）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5 億円以下の場合	$i=504.2 \cdot P_i^{0.3533}$
	5 億円を超える場合	0.43

（令和7年5月1日以降適用）

令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）

別表2 共通仮設費率適用範囲

率に別途加算できる項目	項目
1 特別な品質管理等に要する費用 (1) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (2) 土質試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用 (3) コンクリート補修工事における品質管理試験（共通仕様書の品質管理基準に記載されている項目以外の試験）に要する費用	技 術 管 理 費
2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用	
3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用	
4 共通仕様書の品質管理基準に記載されていない試験及び基準に規定する回数以上の試験を仕様書等で指示した場合に要する費用	
5 ICT 建設機械に要する以下の費用 (1) システム初期費 (2) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用	
6 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用	

3 積算方法
(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。
ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。
$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）
i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）
P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官賃額）
α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i（％）
直接工事費 （処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 官賃額	5 億円以下の場合	$i=504.2 \cdot P_i^{0.3533}$
	5 億円を超える場合	0.43

13-21

第13編 農業農村整備

第1章 総則

〔2〕 独自基準

⑨土木請負工事における
現場環境改善費の積算

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）								
13-21 第13編 農業農村整備 第1章 総則 〔2〕 独自基準 ◎土木請負工事における 現場環境改善費の積算	イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。 （2） 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 （3） その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）」による。 <table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>安全関係</td><td>工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等） 現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等） 現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策	イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ウ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率の計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50％を上限とする。 エ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の費用及び現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。 （2） 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。 （3） その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）」による。 <table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>安全関係</td><td>工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等）</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等）
計上項目	実施する内容（率計上分）									
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等） 現場の施設や設備に対する避暑（熱中症予防）・防寒対策									
計上項目	実施する内容（率計上分）									
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 携帯電話の圏外地域における非常時の通信手段確保（衛星電話等）									

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
13-68 第13編 農業農村整備 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ① 水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工	4. ① 水田整地工（ブルドーザ）ICT 施工 以下のとおり追記する。 3. 機種の選定 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②-3.1 機種の選定及び表②-3.3 機種選定表より削除する。 4. 施工歩掛 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②-4.1 運転1時間当たり標準作業量より削除する。 5. 単価表 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、（2）機械運転単価表より削除する。	削除 →

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
14-16 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準	追加 ⑭ その他 「建設工事積算基準第Ⅰ編第14章その他」による。	⑭ ⑭ その他 「建設工事積算基準第Ⅰ編第14章その他」による。
14-17 第14編 森林整備 第1章 総則 [2] 独自基準 ⑮・・・積算上の統一事項	①積算上の統一事項 「建設工事積算基準第Ⅰ編第15章①積算上の統一事項の規定」を下記のとおり適用する。 なお、適用しない事項であっても必要に応じて参考とし、森林整備事業関係技術資料等と併せて適切な積算を行うものとする。 [適用する事項] 1-1 生コンクリート使用の取扱いについて 1-2 コンクリートの適用区分 1-3 足場工 1-4 鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する場合の取扱い 1-7 アスファルト混合物使用の取扱いについて 1-8 特殊ダンプトラック（建設発生木材（伐木・除根材等を含む）運搬用）の取扱い [適用しない事項] 1-5 仮設道路について 1-6 用地境界柱の設置区分 削除	①積算上の統一事項 「建設工事積算基準第Ⅰ編第16章①積算上の統一事項の規定」を下記のとおり適用する。 なお、適用しない事項であっても必要に応じて参考とし、森林整備事業関係技術資料等と併せて適切な積算を行うものとする。 [適用する事項] 1-1 生コンクリート使用の取扱いについて 1-2 コンクリートの適用区分 1-3 足場工 1-4 鋼矢板、仮橋、防護柵等仮設物件を撤去しないで次の工事に継続使用する場合の取扱い 1-7 アスファルト混合物使用の取扱いについて [適用しない事項] 1-5 仮設道路について 1-6 用地境界柱の設置区分
14-21 第14編 森林整備 第2章 土工 [2] 独自基準	移動 1-4 埋戻工 「建設工事積算基準第Ⅱ編第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。 1-8 盛土 1-8-1 林道工事における盛土 ～ 1-8-4 振動ローラ締固め(狭幅) 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第1章土工②土工」による。	移動 1-7 盛土 1-7-1 林道工事における盛土 ～ 1-7-2 盛土 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第1章土工②土工」による。
14-22 第14編 森林整備 第2章 土工 [2] 独自基準	移動 1-12 埋戻工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。	移動 1-12 埋戻工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）								
14-41 第14編 森林整備 第6章 共通工（2） 土留工・擁壁工等 〔2〕 独自基準 5－15 かご工（B）		5－15 かご工（B） 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第2章共通工㊟かご工」による。 5－15－1 止杭打込 1. 適用範囲 本歩掛は、林道事業におけるふとんかごの止杭打込みに適用する。 2. 施工歩掛 <table><tr><th>形 状 寸 法</th><th>数 量</th><th>単 位</th><th>普 通 作 業 員</th></tr><tr><td>丸太末口9 cm、長さ1.5m</td><td>1.0</td><td>本</td><td>0.06 人</td></tr></table> (1 本当たり)	形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員	丸太末口9 cm、長さ1.5m	1.0	本	0.06 人
形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員							
丸太末口9 cm、長さ1.5m	1.0	本	0.06 人							
14-42 第14編 森林整備 第6章 共通工（2） 土留工・擁壁工等 〔2〕 独自基準		5－20 排水材設置工（水平排水層） 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通工第2章共通工㊟－2排水材設置工（水平排水層）」による。								
14-58 第14編 森林整備 第10章 市場単価 〔2〕 独自基準		9－10 橋梁用伸縮継手装置設置工 「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第2章市場単価㊟橋梁付属物工㊟－1橋梁用伸縮継手装置設置工」による。 9－11 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 「建設工事積算基準第Ⅵ編土木工事標準単価及び市場単価第2章市場単価㊟橋梁付属物工㊟－2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工」による。								

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
14-59 第14編 森林整備 第11章 土木工事標準単価 [2] 独自基準		10-5 橋梁塗装工 「建設工事積算基準第VI編土木工事標準単価及び市場単価第1章土木工事標準単価」による。 10-6 塗膜除去工 「建設工事積算基準第VI編土木工事標準単価及び市場単価第1章土木工事標準単価」による。 10-7 道路反射鏡設置工 「建設工事積算基準第VI編土木工事標準単価及び市場単価第1章土木工事標準単価」による。 10-8 侵食防止用植生マット工(養生マット工) 「建設工事積算基準第VI編土木工事標準単価及び市場単価第1章土木工事標準単価」による。
14-61 第14編 森林整備 第12章 山地治山土工 [2] 独自基準		1-2 埋戻工 1-2-1 人力埋戻工 「建設工事積算基準第II編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。 1-2-2 締固め(機械はねつけ後の締固作業) 「建設工事積算基準第II編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。
14-62 第14編 森林整備 第12章 山地治山土工 〈溪間工(谷止工、床固工)〉 [2] 独自基準		1-4 盛土工 1-4-1 盛土(ブルドーザ敷均し)(狭幅) 「建設工事積算基準第II編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。 1-4-2 振動ローラ締固め(狭幅) 「建設工事積算基準第II編共通工第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）
14-63 第14編 森林整備 第12章 山地治山土工 〈溪間工（護岸工、流路工、水制工）・山腹工〉 〔2〕 独自基準	追加	1-2 埋戻工 1-2-1 人力埋戻工 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。 1-2-2 締固め（機械はねつけ後の締固作業） 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。
14-65 第14編 森林整備 第12章 山地治山土工 〈溪間工（護岸工、流路工、水制工）・山腹工〉 〔2〕 独自基準	追加	1-4 盛土工 1-4-1 盛土（ブルドーザ敷均し）（狭幅） 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。 1-4-2 振動ローラ締固め（狭幅） 「建設工事積算基準第Ⅱ編共通第1章土工③作業土工③-3埋戻工」による。
14-70 第14編 森林整備 第14章 山腹工 〔1〕 適用基準	第14章 山腹工 〔1〕 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第3 山腹工 3-3 積苗工 ～ 3-13 材料採取 3-15 山腹水路工（練石、植生、張芝） 3-16 （参考歩掛）軽量緑化水路工歩掛	第14章 山腹工 〔1〕 適用基準 治山林道必携 積算・施工編 上巻 4森林整備保全事業標準歩掛 第2編 治山 第3 山腹工 3-2 かご工（A） ～ 3-13 材料採取 3-15 山腹水路工（練石、植生、張芝） 3-16 （参考歩掛）軽量緑化水路工歩掛
	改訂	

令和7年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和6年度現行（令和7年9月30日まで適用）	令和7年度改正（令和7年10月1日以降適用）																
14-70 第14編 森林整備 第14章 山腹工 〔2〕 独自基準 3-2 かご工（A）	追加 3-2 かご工（A） ふとんかご（階段式）については、「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工④地すべり防止工④-4地すべり防止工（ふとんかご）」による。 3-2-1 止杭打込 1. 適用範囲 本歩掛は、治山事業におけるふとんかごの止杭打込みに適用する。 2. 施工歩掛 (1 本当たり)<table><tr><th>形 状 寸 法</th><th>数 量</th><th>単 位</th><th>普 通 作 業 員</th></tr><tr><td>丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m</td><td>1.0</td><td>本</td><td>0.06 人</td></tr></table>	形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員	丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m	1.0	本	0.06 人	3-2 かご工（A） ふとんかご（階段式）については、「建設工事積算基準第Ⅲ編河川第4章地すべり防止工④地すべり防止工④-4地すべり防止工（ふとんかご）」による。 3-2-1 止杭打込 1. 適用範囲 本歩掛は、治山事業におけるふとんかごの止杭打込みに適用する。 2. 施工歩掛 (1 本当たり) <table><tr><th>形 状 寸 法</th><th>数 量</th><th>単 位</th><th>普 通 作 業 員</th></tr><tr><td>丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m</td><td>1.0</td><td>本</td><td>0.06 人</td></tr></table>	形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員	丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m	1.0	本	0.06 人
形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員															
丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m	1.0	本	0.06 人															
形 状 寸 法	数 量	単 位	普 通 作 業 員															
丸太末口 9 cm、長さ 1.5 m	1.0	本	0.06 人															
14-78 第14編 森林整備 第16章 森林整備 〔2〕 独自基準 5-1 森林整備	5-1-5 客土歩掛 以下を追記する。 備考 1 植栽における客土作業に適用する。 備考 2 山林砂防工を普通作業員とする。 5-1-8 苗木運搬歩掛 以下に読み替える。 備考 5 職種は普通作業員とする（山林砂防工は適用しない）。	5-1-5 客土歩掛 以下を追記する。 備考 1 植栽における客土作業に適用する。 5-1-8 苗木運搬歩掛 以下に読み替える。 (1) 人力苗木運搬 備考 5 職種は普通作業員とする（山林砂防工は適用しない）。																